

特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例

特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 1 | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）又は研究開発に係る設備（県内に工場を有する個人又は法人により設置された設備であって、規則で定めるものに限る。以下「研究開発設備」という。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）<u>第2条第37号</u>に規定する青色申告書を提出する個人又は法人が取得したものであること。</p> <p>ウ・エ [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）又は研究開発に係る設備（県内に工場を有する個人又は法人により設置された設備であって、規則で定めるものに限る。以下「研究開発設備」という。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）<u>第2条第36号</u>に規定する青色申告書を提出する個人又は法人が取得したものであること。</p> <p>ウ・エ [略]</p> |
| 2 | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から<u>令和</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から<u>令和</u></p> |

5年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）又は研究開発に係る設備（県内に工場を有する個人又は法人により設置された設備であって、規則で定めるものに限る。以下「研究開発設備」という。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア～エ [略]

9年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）又は研究開発に係る設備（県内に工場を有する個人又は法人により設置された設備であって、規則で定めるものに限る。以下「研究開発設備」という。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア～エ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。